

重要事項説明書

社会福祉法人 親愛会

介護保険サービスセンター光明園

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業重要事項説明書

(令和 3 年 4 月 1 日 現在)

1. 当所が提供するサービスについての相談窓口

Tel	097-574-0213
担当	姫野 健

2. 事業所の概要

(1)名称等

事業所の名称	介護保険サービスセンター光明園
所在地	大分市大字志生木字西岡 145 番地の 9
管理者の名称	姫野 健
Tel、Fax 番号	Tel (097) 574-0213 FAX (097) 574-7635
事業所指定番号	4472400011
通常のサービス提供地域	大分市・臼杵市

(2)営業日及び営業時間

平日	午前 8 時 15 分～午後 5 時 30 分
土曜日	午前 8 時 15 分～午後 5 時 30 分 <u>(*但し第 2.4 週は除く)</u>
休業日	第 2.4 土曜日 / 日曜日 / 1 月 1 日～1 月 2 日

*連携体制電話により、24 時間常時連絡が可能な体制をとります。

(3)職員体制

管理者（介護支援専門員） 1 名（兼務）
介護支援専門員 1 名（常勤）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

(1) 相談受付

- ・介護保険サービス利用を希望、検討している利用者・家族より利用申し込み、相談を受けます。

(2) 事業所・重要事項の説明・契約

- ・当事業の説明及び、役割等の重要事項説明を行います。同意を頂いた上で、

利用者と当事業所間のサービス利用契約を結びます。

＊「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市役所へ提出（提出代行可）

（３）訪問調査

- ・担当のケアマネジャーが利用者の自宅を訪問し、利用者、家族の希望や解決すべき課題等を把握します。（初回アセスメント）

（４）居宅介護サービス計画書作成

- ・アセスメントを基に、介護保険サービス、行政のサービス、地域のサービス等の利用を調整しながら居宅サービス計画書原案、サービス利用票等を作成します。
- ・居宅介護サービス計画書作成にあたっては、複数の介護サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画書原案に位置づけた介護サービス事業者等の選定理由の説明を受けることが出来ます。
- ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付します。

（５）サービス提供機関との連絡調整

- ・利用者、家族及び居宅サービス計画の原案に定めた居宅介護サービス事業所の関係者で、居宅サービス原案について意見交換する会議を開きます。（サービス担当者会議）
- ・原案について検討し、利用者、家族に同意いただき次第、居宅サービス計画の本案となり、サービス計画書に沿って、それぞれの介護保険サービスが開始となります。
- ・サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けた時、利用者の内服状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認める事を、利用者の同意を得て主治の医師や歯科医師または薬剤師に提供します。

（６）計画書の見直し、評価

- ・介護保険サービスを利用しながら、居宅介護サービス計画通りに利用出来ているか、利用者、家族宅を訪問したり、介護保険サービス事業所に利用状況等を確認します。必要時は計画書の見直しを行います。（モニタリング）

(7) 医療との連携

- ・病院や診療所に入院する必要性が生じた場合は、担当のケアマネジャーの氏名や連絡先を伝えてください。
- ・利用者、家族の同意を得て入院先の病院や診療所へ必要な情報提供を行います。

(8) その他

(請求業務)

- ・居宅サービス事業者に対して、利用者、家族より同意を頂いた利用予定（サービス提供票）を提出します。
- ・居宅サービス事業者より、サービス利用月の月末から翌月の初めに利用実績の報告を受けます。
- ・予定していた計画と、実際の実績のすり合わせを行います。
- ・給付管理票の作成を行い、請求書類一式を国保連合会に提出します。

(紹介率の説明)

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に以下について、利用者、家族に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する事を求める。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

4. 利用料

要介護者と認定された方は、介護保険で全額支給されるので自己負担はありません。保険料の滞納により保険給付金が直接事業所に支払われない場合下記の料金を頂き当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供説明書を後日市等の担当窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

	要介護 1~2	要介護 3~5
居宅介護支援費 I	1,076 単位/月	1,398 単位/月
(加算)		
初回加算	300 単位/月	・新規に居宅サービスを作成した場合 ・要介護状態区分が2段階以上変更になった場合 ・要支援者が要介護の認定を受けた場合
通院時情報連携加算	50 単位/月	診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師

		等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえでケアプランに記録した場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200 単位/月	入院時、入院してから 3 日以内に入院先の医療機関へ情報提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100 単位/月	入院時、入院してから 4 日以上 7 日以内に入院先の医療機関へ情報提供した場合
退院退所加算連携(Ⅰ)イ	450/単位/月	病院・施設よりカンファレンス以外の方法で 1 回情報を入手した場合
退院退所加算連携(Ⅰ)ロ	600 単位/月	病院・施設よりカンファレンスに参加し、1 回情報を入手した場合
退院退所加算連携(Ⅱ)イ	600 単位/月	病院・施設よりカンファレンス以外の方法で 2 回以上、情報を入手した場合
退院退所加算連携(Ⅱ)ロ	750 単位/月	病院・施設より 2 回情報を入手し、その内 1 回以上はカンファレンスを実施
退院退所加算連携(Ⅲ)	900 単位/月	病院・施設より 2 回以上情報を入手し、その内 1 回以上はカンファレンスを実施

※1 単位＝10 円

***交通費**：利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して、指定居宅介護支援を行った場合には、それに要した交通費の支払いを受ける事とする。

この場合の 1 回の交通費は 500 円とする。

***通院時情報連携加算**：医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、ケアプランに記録した場合の加算

***入院時情報連携加算**：病院又は診療所に入院する利用者について、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合の加算。

***退院退所連携加算**：病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人施設若しくは介護保険施設へ入所をしていた者が退院又は退所に当たって、当該病院、施設等の職員と面会を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書を作成しサービスの利用に関する調整等を行った場合の加算。

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

5. サービスの内容に関する苦情

(1) 当所の相談・苦情に関する窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

担当者：姫野 健	097-574-0213
----------	--------------

(2) その他

当事業所以外に、お住まいの大分市及び大分県健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝える事ができます。

大分市長寿福祉課	(代) 097-534-6111
大分県国民健康保険団体連合会	(代) 097-534-8470

6. 人権擁護 虐待防止

(1) 当所の虐待防止に関する窓口

当事業所は利用者等の人権擁護・虐待防止等のために必要な措置を講じ、虐待について相談等を承ります。

担当者：姫野 健	097-574-0213
----------	--------------

(2) その他 虐待防止の窓口

当事業所以外に、お住まいの大分市及び地域包括支援センターの相談窓口において虐待防止に関する事を伝える事ができます。

大分市長寿福祉課 権利擁護担当班	(代) 097-537-5771
佐賀関・神崎地域包括支援センター	(代) 097-575-0337

令和 7 年 6 月 1 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にに基づき重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 大分市大字志生木字西岡 145 番地の 9

名称 介護保険サービスセンター光明園

管理者 姫野 健 ⑩

説明者 姫野 健 ⑩

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住所 〒

氏名 ⑩

〈署名代行者〉

私は、本人の契約意志を確認し署名代行いたしました。

住所 〒

氏名 ⑩ (続柄:)

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

大分市長寿福祉課	(代) 097-534-6111
家族等連絡先	氏名 住所： 電話番号：